

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第三編 労働組合対策

第一章 概観

小坂労相は六月八日、労働事情視察のため長野におもむいたが車中次のように語り労働政策の基本を明かにした。

一、労働行政に対する基本的な考え方

現在わが国にとっては、複雑な国際情勢と困難な経済諸条件の裡に処して経済の自立を達成し、産業の興隆を図り、真に独立の実を挙げることが急務である。労働問題も亦国民経済的な視野から、わが国の経済自立との関連において取上げることが必要である。労働行政の面においては、職場において生産に携わる労働者の生活を安定し、労働能率を昂揚するとともに、更に、生産の基盤をなす公正な且つ安定した労使関係を維持促進することが最も重要な課題であると考えてる。

二、公正な労使関係の維持促進

(一)労使関係を安定し、公正な労働関係を維持促進するためには、労使双方が労使間の問題を自主的に責任をもって解決するという基本原則を確立することが根本である。この場合において労使双方とも、夫々経営の内部における自己の職分と責任についての自覚と、国民経済の現状を認識した広い視野と、国民の公正な世論に対する深い洞察との上に立って問題の処理に当たるとともに、自主的解決が困難な場合には、進んで公正な第三者機関による平和的調整を図るという良き慣行を確立するよう期待して止まない。

(二)このような見地から労働省の一つの主要な使命は、労使ならびに国民一般に対し、わが国の社会・経済の現状を客観的に分析したわかり易い諸資料を常に提供し、問題の合理的解決に資することにあると考えてるので、今後労働省の統計調査活動を活発にしてゆきたい。

例えば賃金要求をめぐる団体交渉の現情をみると、労使双方ともその主張の裏付けとして必ずしも普遍的な合理的な基準がないために無用の紛争が惹きおこされている如き実情もみられるので、これに対処して、出来る限り客観的な資料乃至その分析を提示したい。

ここに国民所得中に占める賃銀所得の割合に関する国際比較の資料があるが、これなどは、国際的賃金状況を示し、深く考えさせるものがあるであろう。

三、労働問題協議会の設置

国民全体の基盤に立った国民多数の納得と協力が得られる労働政策を確立し、推進するため、労働組合、使用者またはその団体その他広く国民一般の世論を代表する者

から成る協議会を設置し、これによって、政府とこれらの代表者が隔意ない話し合いを行う機会を得て、国民的立場から労働問題が適正に処理されて行く態勢を確立したい。

右協議会はなるべく速やかな機会に設置したいが、この問題は今後の労働行政の基本を決定する重要な問題であるから、その設置については今後各方面の意見を聴き慎重に準備をすすめた上、閣議に諮って最終的に決定したい。

現在のところこの協議会については、(1)国民経済的な視野から労働問題に関する基本的重要事項について協議し、必要に応じて政府に意見を建議する、(2)委員は大体二〇名乃至三〇名程度として国民各界の中から国民経済ならびに労働問題に関し識見ある者を委嘱することとし、労使代表者は勿論、言論界、公益関係者その他広く各方面の有識者を網羅する等の構想を考えている。

四、スト規制法

前内閣は、さきの国会に電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律案を提出し、衆議院において可決されたが、これは昨年 of 電産・炭労のストライキの経験に鑑み国民の間から澎湃として湧き起った世論を背景とし、公共の福祉と争議権の調和を図るという考えによったものと理解している。私も前内閣と同様、公共の福祉と争議権の調整を図ることは必要であると考えているが、これが具体的措置については、各方面の情勢を検討の上慎重に善処したいと思っている。

五、労働基準行政

(一)労働基準法の改正については、各方面からいろいろの意見が出ているが、労働条件の国際的水準の維持、国際的信用を考慮の上今後慎重に研究したい、従って現在のところ今特別国会に基準法の改正案を提出する考えはない。

当面の問題としては、現行法律諸規則の運営に特別の留意を払うとともに、産業災害・職業病の防止、技能者養成制度の推進、労災保険給付の迅速化、労働者住宅の建設促進等、労働者の福祉を増進するという積極面に行政の重点を向けることとし、本年度において新しい試みとして次の如き措置を考えている。即ち、(1)労働者住宅の建設促進を図るため、産業労働者住宅資金融通法案を今国会に提出の予定であり、本年度においては住宅金融公庫の一般住宅建設のための融資一六〇億円に対し、労働者住宅建設用の別枠として二〇億円、六五〇〇戸分を設けるべく予算措置を考えている。なお労働省は金融公庫の事業資金計画の認可につき建設省と共管するとともに、具体的貸付にあたっては、公庫は都道府県労働基準局の意見を聞くこととする。(2)技能者養成制度については、本年度予算には新たに八五〇万円の助成金を計上、これによって中小企業が共同して技能者養成を行う気運を促進してゆく。(3)婦人労働者の教養と福祉の向上を図ってゆくため「働く婦人の家」の所要経費約一〇〇〇万円を計上し、さしあたり二、三カ所程度を本年度において設置したい。なお右施設は地方公共団体が運営し、これが経費に対し労働省から助成するという建前である。

六、失業対策

失業問題は根本的には、産業の振興並に公共事業により雇用量の増大を図ることによって解決しなければならぬと考えるので、関係各省と緊密な連絡をとりつつ総合的経

済諸施策の発展を図りたい。

緊急失業対策事業については、本年度においては稼働日数の増加等その拡充をはかり、これが予算措置として前年の八〇億円に対し九七億円を計上した。

更に失業保険積立金の運用により、職業補導所一〇カ所、共同作業所六カ所、日傭労働者の簡易宿泊施設四カ所、計一億六〇〇〇万円を新たに計上した。

七、以上所管行政についての現在の構想の一端を述べたのであるが、これを要するに私は労働省は労働問題に関し関係者に対するサービス省たることをその本来の使命とするものであるという基本的考え方に立って、労使公益各方面の意見を十分に反映しつつ、労働行政全般を運営してゆきたいと思っている。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
